

# 住宅用家屋証明添付書類一覧

適用条項	説明	添付書類			
<b>41条</b> <small>(施行令)            法72条の2</small>  <b>保存登記</b>  <small>新築・取得後            1年以内</small>	住宅用家屋を <b>新築</b> したとき	<b>① 建築確認通知書及び検査済証 等</b>			
		<b>② 家屋登記簿謄本(抄本)又は登記事項証明書(又は表示登記申請書と表示登記完了証)</b>			
		<b>③ 委任状</b> (※ 当該家屋所有者以外の方が申請される場合)			
		<b>④ 間取図</b> (※ 店舗等併用住宅の場合。 <b>住宅部分が全体の90%</b> になるかの確認)			
		<b>⑤ 認定長期優良住宅の場合は申請書及び認定通知書の写し。</b>			
		<b>⑥ 住民票 等(コピー可)</b>			
		1. すでに入居の場合	<b>住民票(抄本)</b>		
		2. 未入居の場合	<b>住民票(抄本) + 申立書 +</b>	(1) 現住物件を売却予定	<b>媒介契約書又は売買契約書</b>
				(2) 現住物件を賃貸	<b>賃貸契約書、予約書又は媒介契約書</b>
				(3) 現住物件が賃貸住宅	<b>賃貸契約書、使用許可書又は家主の証明書</b>
				(4) 現住物件が親族の持家	<b>その親族からの申立書</b> (申請者が現在の家屋を使用しないことの証明)
		建築後 <b>使用されたことのない</b> 住宅用家屋を取得したとき			
		<b>上記 ① ~ ⑥ の書類 + 家屋未使用証明書</b> <small>(宅地建物取引業者又は直前の所有者の証明書)</small> + <b>売買契約書・売渡証書・譲渡証明書・登記原因証明情報 等</b> <small>(取得の原因を明らかにする書類)</small>			
<b>42条</b> <small>(施行令)            法72条の2</small>  <b>移転登記</b>  <small>取得後1年以内</small>	個人が住宅用家屋を <b>売買又は競落</b> により取得したとき	<b>① 売買契約書・売渡証書 等</b> (取得の原因を明らかにする書類) <small>※競落の場合は<b>代金納付期限通知書</b>(裁判所発行のもの)</small>			
		<b>② 家屋登記簿謄本(抄本)又は登記事項証明書(又は表示登記申請書と表示登記完了証)</b>			
		<b>③ 委任状</b> (※ 当該家屋所有者以外の方が申請される場合)			
		<b>④ 住民票 等(コピー可)</b>			
		1. すでに入居の場合	<b>住民票(抄本)</b>		
		2. 未入居の場合	<b>住民票(抄本) + 申立書 +</b>	(1) 現住物件を売却予定	<b>媒介契約書又は売買契約書</b>
				(2) 現住物件を賃貸	<b>賃貸契約書、予約書又は媒介契約書</b>
				(3) 現住物件が賃貸住宅	<b>賃貸契約書、使用許可書又は家主の証明書</b>
				(4) 現住物件が親族の持家	<b>その親族からの申立書</b> (申請者が現在の家屋を使用しないことの証明)
<b>42条の2</b> <small>(施行令)            法74条</small>  <b>抵当権設定登記</b>	個人が住宅ローンを借りてその建物に <b>抵当権</b> が設定されるとき	【第41条又は第42条の証明を受けていない場合】	<b>① 第41条又は第42条関係の添付書類</b>		
		【第41条又は第42条の証明を受けている場合】	<b>② 金銭消費貸借契約書又は抵当権設定契約書</b>		
		【第41条又は第42条の証明を受けていない場合】	<b>③ 委任状</b> (※ 当該家屋所有者以外の方が申請される場合)		
		【第41条又は第42条の証明を受けている場合】	<b>① 金銭消費貸借契約書又は抵当権設定契約書</b>		
		【第41条又は第42条の証明を受けている場合】	<b>② 委任状</b> (※ 当該家屋所有者以外の方が申請される場合)		